二　地域再生計画の名称　人材育成（「大人の社会塾」事業）による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道河西郡更別村、山形県東置賜郡高畠町、福島県会津若松市、東京都八丈島八丈町、富山県高岡市、長野県下伊那郡高森町、和歌山県西牟婁郡上富田町、徳島県板野郡上板町、高知県高岡郡越知町及び宮崎県小林市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百四十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千九百五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県妙高市及び長野県上水内郡信濃町
二　地域再生計画の名称　DMOによる国際観光都市を目指した新たな観光誘客コンテンツ開発・しごと創生事業
三　地域再生計画の区域の範囲　新潟県妙高市及び長野県上水内郡信濃町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百四十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千四百五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県及び香川県
二　地域再生計画の名称　「農・食・健」連携型「健康・長寿の産業化・地域ブランド化」推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　静岡県及び香川県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百四十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千四百十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県美方郡香美町及び新温泉町、鳥取市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の全域
二　地域再生計画の名称　麒麟のまち圏域広域観光開拓・推進事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　兵庫県美方郡香美町及び新温泉町、鳥取市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百四十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千九百七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県米子市及び境港市並びに島根県松江市、出雲市及び安来市
二　地域再生計画の名称　地域再生「中海・宍道湖・大山圏域ブランド化推進プロジェクト」～山陰まんなか共和国の挑戦～
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日野郡日南町、日野町及び江府町並びに島根県松江市、出雲市及び安来市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二千九百六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年十一月七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛媛県西条市及び愛媛県上浮穴郡久万高原町並びに高知県土佐郡大川村及び吾川郡いの町
二　地域再生計画の名称　石鎚山系の魅力発信及び持続可能な資源とする事業
三　地域再生計画の区域の範囲　愛媛県西条市及び愛媛県上浮穴郡久万高原町並びに高知県土佐郡大川村及び吾川郡いの町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五①）

○内閣府告示第三千三百五十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第九百十二号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十九年十一月七日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大阪狭山市
二　地域再生計画の名称　大阪狭山市（狭山池）拠点整備事業
三　地域再生計画の区域の範囲　大阪狭山市の全域

○内閣府告示第三千三百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第九百三十五号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十九年十一月七日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　奈良県北葛城郡広陵町
二　地域再生計画の名称　広陵ローカルイノベーション事業
三　地域再生計画の区域の範囲　奈良県北葛城郡広陵町の全域

○内閣府告示第三千三百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、次の平成二十九年内閣府告示第二千三百十八号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十九年十一月七日付けで取り消したので、同条第四項で準用する同法第五条第十八項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十二月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県東彼杵郡東彼杵町
二　地域再生計画の名称　自然体験施設のリニューアルによる新拠点づくり
三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県東彼杵郡東彼杵町の全域